

議案第 八五 号

職員の分限に関する牛續及効果に関する條例(昭和三十一年三朝町條例第三三三号)の一部を次のように改正する

昭和三十一年 八月 26 日 提出

原案可決 三朝町長 坂出 雅 巳

昭和三十年 五月 16 日 議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 康

職員分限に関する牛續及効果に関する條例の一部改正條例

第三條第二項中「三三三」とあるを「三三三」に改める

第四條の三項を次のように改める

又休職者には、休職の期間中、別に條例で定めるもののほか、いかなる給与も支給しない

附則

この條例は公布の日から施行し、昭和三十一年一月一日から適用する